

## 陶製風鈴シャンデリアを見にいこう!

問 瀬戸市まるっとミュージアム・観光協会 ☎85・2730

せとなつの開催期間中、瀬戸蔵で陶製の風鈴シャンデリアを展示しています。

風鈴シャンデリアは、高さが8メートルある迫力満点のシャンデリア。「やきものまぢせと」らしい陶製の風鈴を800個使用しています。風鈴はおなじみのせとちゃんと、陶祖800年祭のマスコット藤四郎くん。

風鈴シャンデリアに設置してある大きなうちわであおぐと「ちりんちりん♪」とやわらかで涼しげな陶器の音色が響きます。まだまだ暑い日が続きますが、皆さんも夏の涼を感じに、ぜひ瀬戸蔵へお越しください。



せとちゃん風鈴

藤四郎くん風鈴

8/31 土 まで (休館日の8月26日を除く)

午前8時30分～午後9時30分 瀬戸蔵1階アトリウム



昨年ようす

### 国民健康保険料のお知らせ

問 国保年金課 ☎88・2645

保険料の  
納付相談を利用  
してください

保険料が高額で納めることが難しい場合は、そのままにしないでご相談ください。特別な事情なく保険料未納の状態が続くと、保険証の返還を求めたり、財産の滞納処分(差押、公売など)を行うこととなります。まずは納付相談にお越しください。平日にお越しになれない方は、毎月第3日曜に納付相談窓口を開設していますので、ご利用ください。

窓口開設時間：午前9時～午後4時(正午～午後1時を除く)

保険料の減免

次に該当する世帯で、保険料の納付が困難な場合は、申請により保険料の減免が認められることがあります。申請日に応じて減免額が異なりますので、お早めに手続きをしてください。

**対象** 廃業・失業・長期療養などにより所得が減少する見込みで、次のいずれにも該当する世帯

- 条件** ①世帯の前年中の総所得金額などが300万円以下  
②世帯の今年中の総所得金額の見込み額が、前年中の総所得金額の2分の1以下

**対象** 震災・風水害・火災などの災害により住宅や家財に損害を受け、次のいずれにも該当する世帯

- 条件** ①世帯の前年中の総所得金額などが600万円以下  
②自己が所有し、かつ、居住する住宅または家財について、損害金額(保険金などで補填される金額を除く。)がその住宅または家財の価格の10分の3以上となった場合

**対象** 拘禁などにより給付制限を受けている世帯

※給付制限を受けている期間によっては、減免を受けられないことがあります。